

県民参加型環境保全活動実施業務仕様書

1 業務名

県民参加型環境保全活動実施業務

2 履行期間

契約の締結日から令和9年1月31日まで

3 履行場所

大分県内

4 目的

環境を「守る」ための環境保全活動の機会を「活かし」、子どもたちを対象とした環境教育や域外の方々に「学び」等の価値を付け環境保全活動の参加機会を提供することで、グリーンアップおおいたへの県民参加等を促進する。

5 業務内容

- (1) 主に域外の方々の参加意欲を喚起するよう「学び」「ゲーム性」「特別感」「地域資源の活用（食事やお土産等の提供）」等の価値をプラスした環境保全活動を令和8年7～12月の間に1回以上、企画・実施すること。なお、団体等の通常の活動は対象外とする。
- (2) 実施する環境保全活動は、概ね50人以上の参加者を見込むものとする。なお、実施する取組は、団体の自主事業として継続的な実施が可能なものとする。
- (3) 参加者にグリーンアップおおいたの周知を行うとともに、「エコふぁみ」ポイントを付与すること。
- (4) (1)に当たっては、実施前に県に情報提供するとともに、チラシやSNS、ホームページ等で周知広報を行い、県民参加の促進に努めること。なお、周知広報の際は「大分県委託事業」であることを明記すること。
- (5) 県と十分に協議し、了承を得た上で参加者へアンケートを実施し、集計した結果を業務実績報告書に記載又は添付して提出すること。なお、アンケートには、今回実施する環境保全活動に対する参加料等に係る項目を盛り込むものとする。
- (6) 業務の実施に当たっては、他の団体等から助成を受けないこと。

6 対象経費

対象経費は、業務の遂行に直接必要な経費及び成果のとりまとめ等に必要経費（業務と直接関係のない経費は認めない。）とし、領収書（賃金は支払調書）で支出状況を確認できるものとする。

- (1) 業務の遂行に直接必要な経費（直接経費）
 - ・ 賃金（業務実施当日のスタッフ日当等） ※事業費の20%以内に限る。
 - ・ 謝金（講師謝金、外部アルバイト料等）
 - ・ 旅費交通費

- ・消耗品費（業務を行うために必要な物品で、当該業務のみで使用するもの）
- ・印刷製本費（チラシ作成費等）
- ・役務費（郵便料、運送代、ボランティア保険料等）
- ・使用料及賃借料（会場使用料等）
- ・雑費（飲料代等）

(2) 成果のとりまとめ等に必要な経費（間接経費） ※直接経費の20%以内に限る。

- ・報償費（講師が謝礼を受け取らない場合お土産代等）
- ・旅費交通費（事前打ち合わせに係る構成員の旅費）
- ・食糧費（講師弁当代、構成員以外のサポーター弁当代）
- ・その他需用費
- ・使用料及び賃借料（事前打合せ等に係る会場使用料等）

(3) 上記以外で業務の遂行に必要な経費がある場合は、受託者の協議を受けて、県が対象経費とすべきか決定するものとする。

7 業務完了通知

事業実績報告書及び根拠資料（チラシ、参加者アンケート、経費の支出状況を確認できる領収書等を添付）を1部提出すること。

8 再委託できない「主たる部分」及び再委託できる範囲で再委託の承認を要しない「軽微な部分」の範囲

「主たる部分」：「2 業務内容」に係る総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務

「軽微な部分」：コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、消耗品購入、会場借上等の業務

9 その他

本仕様書に定めのない事項や社会情勢の変化により内容に変更が必要となった事項、委託業務の実施に当たって疑義が生じた事項は、必要に応じて県と受託者が協議して定めるものとする。